

小規模事業場の事業主様へ

忘れていませんか、健診後の意見聴取

事業者は、職場の健康診断の結果、異常の所見(C~F)があると診断された労働者について、その健康を保持するために医師等から意見を聞くことが必要です。

必要があると認めるときはその労働者の実情を考慮して、適切な措置を講じなければなりません(事業主義務)。

労働安全衛生法第66条の4

期 限▶健康診断実施後、3ヶ月以内

方 法▶医師等が「健康相談記録票別紙」の医師の意見(指導)欄に記入

利用方法等▶産業医の選任義務のない50人未満の小規模事業場においては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聞くことが適当です。清庵地域産業保健センターの意見聴取サービスを無料(一年度間に2回)で利用することができます。

ご希望の事業主様は、裏面の利用申込書に必要事項を記入して、ファクシミリ(054-348-7734)で送付してください。

意見は、次の2点について求めます。

1. 就業区分及び就業上の措置の内容

医師の意見区分(例)

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内 容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により、一定期間勤務させない措置を講じる

2. 作業環境管理・作業管理について

健康診断の結果、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合は、作業環境測定の実施、施設または設備の設置・整備、作業方法の改善、その他適切な措置について意見を求める。

名 称	所 在 地	電話・FAX
清庵地域産業保健センター	静岡市清水区渋川2-12-1 (静岡市清水医師会健診センター内)	電話 054-348-2332 FAX 054-348-7734

【機密性2】 清庵地域産業保健センターFAX（054-348-7734）

樣式地 1 - 1

(R5.4.1改正)

健康相談・面接指導 利用申込書

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。

なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)

※ 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことと指します。

※ 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※ 本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

※副業・兼業に関する相談は様式地1-2(例)を使用すること。必要な場合はセンターまで請求ください。

※ 治療と仕事の両立支援とは、治療を続行しながら就業す

- 下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

 - 1 全項目に漏れなく記入しています。
 - 2 事業場は50人未満です。
 - 3 当社に総括産業医は居ません。
 - 4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。
 - 5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。
 - 6 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「保健指導結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」
 - 7 上記に相違ありません。

労働安全衛生法に基づく 健康診断実施後の措置について



健康診断個人票	
健診年月日	〇年 〇月〇〇日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した 医師の氏名	〇〇 〇〇
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の 氏名	〇〇 〇〇

● 健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- ① 就業場所の変更
 - ② 作業の転換
 - ③ 労働時間の短縮
 - ④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる
- 等、適切な措置を講じなければなりません。



● 健康診断の種類

(法: 労働安全衛生法)

一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断※ ¹ 等）	法第 66 条第 1 項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	法第 66 条第 2 項
歯科医師による健康診断	法第 66 条第 3 項
自発的健康診断	法第 66 条の 2
その他の健康診断	法第 66 条第 4 項、第 5 項ただし書き

※ 1 労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

● 健康診断の実施とその後の手順等

